

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 4年 6月 27日

大分市長 佐藤 樹一郎 殿

提出者

住 所 大分市大字里2111-2

氏 名 旭化成メディカル株式会社 大分事業所
生産技術統括本部長 福田 達也

電話番号 097-593-1570

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	旭化成メディカル株式会社 大分事業所
事業場の所在地	大分市大字里2111-2
計画期間	令和 4年 4月 1日 ~ 令和 5年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	2741 医療用機械器具製造業
②事業の規模	-
③従業員数	900人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	処理計画 別紙-1のとおり



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

処理計画 別紙-2のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
	排 出 量	315 t	16 t
	(これまでに実施した取組) ・回収(蒸留)設備の設置～運転条件の確立 R3年度は998 tを回収(蒸留再生)して再利用できた。 ・有価物化の検討 燃料としての有価物としての引き取り先は見つからなかった。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
	排 出 量	404t	16 t
	(今後実施する予定の取組) ・回収(蒸留)設備の活用で1129 t ±113 (10%)の再利用を実行する。 356 t ±36 (10%)の排出を予定している。 ・生産能力向上に付随した、蒸留(再生)工程の能力アップ。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物分別(再生可能油/不可能油)の徹底
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の分別(再生可能油/不可能油)の継続

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	-
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	998 t	- t
	(これまでに実施した取組) ・ 製造工程での蒸留再利用 ・ 蒸留設備運転条件確立		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	-
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	1016 t	- t
	(今後実施する予定の取組) ・ 製造工程での蒸留再利用 ・ 蒸留（再生）工程の能力向上と運転安定化		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（一年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
②計画	(これまでに実施した取組) -		
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組) -			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

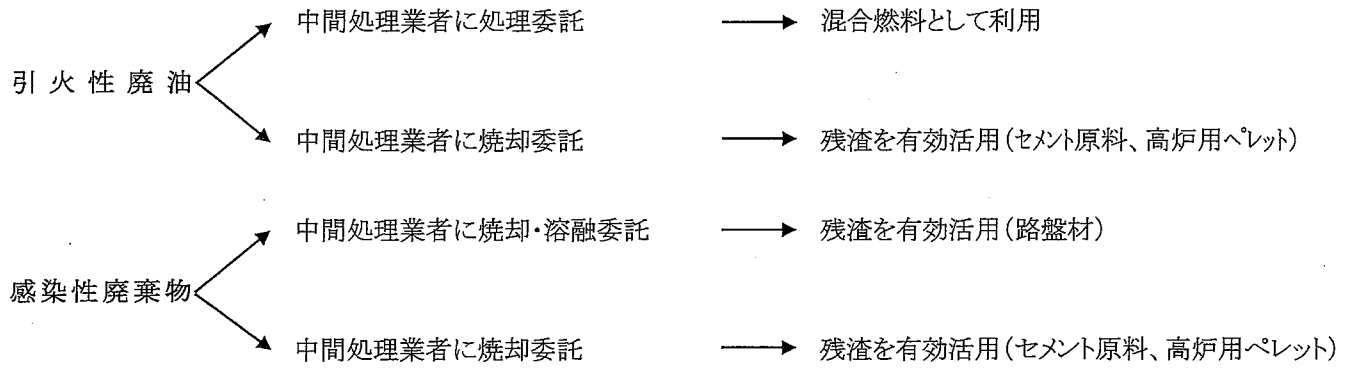
① 現状	【前年度（一年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	-		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
	全処理委託量	315 t	16 t
	優良認定処理業者への処理委託量	315 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
ゼロエミッション 処理委託業者に対する現地確認の実施			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
	全処理委託量	404 t	16 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	404 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ゼロエミッション 処理委託業者に対する現地確認の実施		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度(令和3年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	331 t	
	(今後実施する予定の取組) 電子マニフェストを使用しています。		
※事務処理欄			

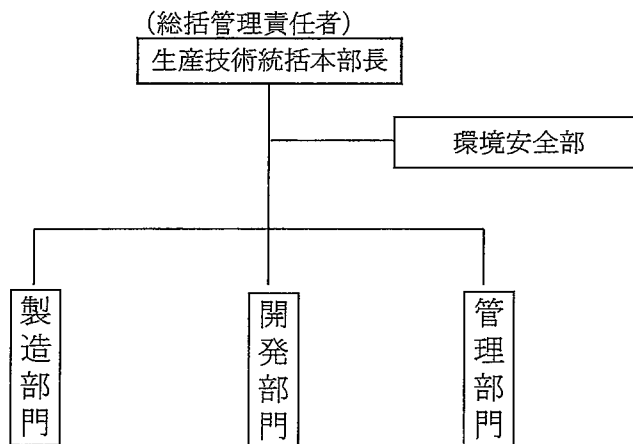
特別管理産業廃棄物の一連の処理工程



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

管理体制と役割	生産技術統括本部長	・廃棄物管理の総括
	工場長、技術開発部長等各部門の長	・廃棄物の抑制及び管理の責任
	環境安全部 (産業廃棄物管理事務局) (特別産業廃棄物管理責任者)	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理委託契約の締結 ・産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付、管理 ・工場の廃棄物管理規定の策定、改廃 ・工場の廃棄物処理計画の策定 ・廃棄物管理状況の確認 ・処理業者の調査、選定及び管理 ・監督官庁への各種報告 ・社員、関連会社に対する教育、啓発
その他	ISO14001認証月日	2005年11月25日
	外部への情報公開	旭化成グループ全体として公開

産業廃棄物管理組織図



備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。